

議長（門 瀧雄）

引き続きまして、再開致します。

日程第 5 議案第 1 号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第 1 号 多度津町 子育て支援医療費の 助成に関する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例（案）につきましては、子育て家庭への支援の拡充策として、現在、7 歳未満の乳幼児を対象に実施しております乳幼児医療費助成制度に加え、新たに中学校卒業までの入院に係る医療費助成制度を創設し、平成 25 年度から実施できるよう本定例会に提案し、制定をお願いするものでございます。

それでは、条例（案）についてご説明を申し上げます。

1 ページでございます。

まず、第 1 条は、本条例制定の（目的）を、「この条例は、義務教育就学期にある 児童に係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、児童の疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育てに係る負担を軽減し、もって子育て家庭の支援に資することを目的とする。」と規定しています。

第 2 条は、本条例において用いる用語について定義するものでございます。

第 1 項では「児童」を、「満 7 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」と規定しています。表現を変えますと、乳幼児医療費助成の対象でなくなってから中学校卒業までの間ということでございます。

以下、第 2 項で「保護者」、第 3 項で「医療保険各法」、第 4 項で「保険給付」、第 5 項で「一部負担金等」、第 6 項で「保険医療機関等」についてそれぞれ定義するものでございます。

2 ページをお願い致します。

第 3 条第 1 項は（助成対象者）、入院に係る医療費助成の対象となる児童を、「多度津町の区域内に住所を有する者であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者とする。」と規定するものでございます。

ただし、生活保護や重度心身障害者等、ひとり親家庭等の医療費助成対象者につきましては、除外することとしております。

第 2 項は、保護者が医療費の助成を受ける場合、あらかじめ児童の受給資格の認定が必要であることを規定するものでございます。

第4条は（助成）については、保険医療機関等において、保険給付を受ける場合に要した一部負担金等のうち、付加給付等を控除した額、いわゆる自己負担分について助成することを規定するものでございます。

第5条は（助成の方法）について、「受給資格者の保護者の申請に基づいて助成すること」を、いわゆる償還払いにより助成することを規定するものでございます。

第6条は、損害賠償を受けた場合の返還規定を、第7条は不正行為があった場合の助成金の返還規定を設けるものでございます。

第8条は、規則への委任を規定するものでございます。

3ページをお願いします。

附則でございますが、（施行期日）につきましては、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」と規定しています。

適用については、「第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付から適用する。」とし、4月診療分から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。